

# グレースシアいずみ中央自治会:

## 自治会規約

### 第一条 名称及び事務所

本会は 第1号議案にて決定した正式名称入る (以下「会」という)と称し、その事務所を泉区和泉町3569番地グレースシアシティ横濱いずみ中央ステーションアリーナ管理組合事務所内に置く。

### 第二条 会員及び区域

会の会員はグレースシアシティ横濱いずみ中央ステーションアリーナに居住する者であり、総会への出席表・委任状の提出者(平成20年度\_\_世帯)とする。なお、年度途中で自治体非加入者が自治会主催の企画・イベント・サークル等に参加し、自治会の趣旨に理解を示し加入を申し出た場合は、当該年度は「準会員」として登録し、次年度より正会員として取り扱うものとする。

各年度の会員数については各年度の総会后に新たな会員数を役所および連合自治会に届け出る。

なお、会員の年度中の転居については、会員がこれを自治会運営委員会に届出るものとする。

### 第三条 目的

全ての居住者が今後末永く安住していくために、居住者同士が協力し合い、コミュニケーションを図るとともに、共同の利益を増進し、良好な住環境の確保を実現するための活動と住み良い地域社会を構築していくことを目的とする。

### 第四条 事業及び組織

会は前条の目的を達成するため別途定める活動内容に沿って自治会活動を推進する。

### 第五条 運営委員会

居住者の中から、会の活動・計画等について推進・実行する運営委員を募集し、運営委員会を構成する。会を代表する代表(者)は運営委員の互選により選出される。運営委員及び代表(者)は総会の承認を受けるものとする。運営委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

また、年度途中であっても、自治会活動に意欲的な方については、随時、「準運営委員」として運営委員会にご参加いただき、次年度の総会にて新たに運営委員として承認を受けるものとする。

### 第六条 総会

総会は年一回代表(者)が召集し、次の事項を決議する。

前年度の活動報告及び会計決算報告。今年度の事業計画及び予算の決定。規約の改廃。運営委員及び代表(者)の承認。

会議は居住世帯を単位とし、委任状を含む過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意(賛否同数の場合は議長がこれを決める)により成立する。

議長の選任方法は会議の出席者の中から多数決により選出する。

### 第七条 会計

会費は徴収せず、事業収入等により充当する。

会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第八条 監事と監査報告

運営委員以外に居住者の中から監事を選出し、監事は各会計年度の期末に会の会計を監査し、その結果を総会にて報告するものとする。

### 第九条 細則

本規約施行のため必要な細則は運営委員会によって定める。

### 第十条 規約の改廃

この規約の改廃については総会によって決定する。

(附則)最初の運営委員は自治会設立準備会にて選任するものとする